

○ 財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、令第三号
国土交通省、環境省

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第九条第一項の規定に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

財務大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣 福岡 資麿

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

環境大臣 浅尾慶一郎

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成十九年農林水産省、経済産業省、令第三号）
財務省、厚生労働省、
国土交通省、環境省

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別記様式（第1条関係）

（略）

表1～13 （略）

表14 判断の基準となるべき事項の遵守状況

判断の基準となるべき事項	遵守状況
（略）	
食品廃棄物等の発生の抑制	
（略）	
食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための工夫を行うこと（例：需要予測精度の向上、売り切り（販売期限の見直しを含む。））	
（略）	
食事の提供の過程における食べ残しを減少させるための工夫を行うこと（例：提供量の調整、メニューの工夫、持帰りを可能にすること、食べ残しが減少するよう利用者へ呼び掛けを行うこと）	
<u>未利用食品等まだ食べることができる食品を提供する活動のために当該食品の提供に努めること（例：フードバンク、福祉施設への提供）</u>	
（略）	
<u>賞味期限の表示方法についての工夫や賞味期限の延長を行うよう努めること</u>	
（削る。）	
<u>取引先の食品関連事業者が食品廃棄物等の発生の抑制を実施できるよう努めること（例：納品期限の緩和、発注の早期化）</u>	
<u>必要に応じ細分化した実施目標を定め、計画的な食</u>	

改正前

別記様式（第1条関係）

（略）

表1～13 （略）

表14 判断の基準となるべき事項の遵守状況

判断の基準となるべき事項	遵守状況
（略）	
食品廃棄物等の発生の抑制	
（略）	
食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための工夫を行うこと（例：需要予測精度の向上、売り切り（販売期限の見直しを含む。） <u>、フードバンクや福祉施設への提供</u> ）	
（略）	
食事の提供の過程における食べ残しを減少させるための工夫を行うこと（例：提供量の調整、メニューの工夫、持帰りを可能にすること、食べ残しが減少するよう利用者へ呼び掛けを行うこと）	
（新設）	
（略）	
（新設）	
<u>必要に応じ細分化した実施目標を定め、計画的な食品廃棄物等の発生の抑制に努めること</u>	
<u>フードチェーン全体での環境負荷を低減するため、サプライヤーに対して厳しい納品期限を課さないこと</u>	
（新設）	

	品廃棄物等の発生の抑制に努めること	
(略)		
情報の提供		
	(略)	
	未利用食品等まだ食べることができる食品を提供する活動のために提供した当該食品の量、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての情報を有価証券報告書、統合報告書等への記載、インターネットの利用その他の方法により提供しよう努めること	
(略)		

表15 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号）第10条第2項の情報の提供の方法（情報を提供していない場合（表18において「有」と記入する場合は除く。）にあっては、その理由）

--

表16 未利用食品等まだ食べることができる食品を提供する活動のために提供した当該食品の量

有償：	t
無償：	t

表17・18 (略)

表19 表18において「無」とした場合、その理由

--

(略)		
情報の提供		
	(略)	
	食品廃棄物等の発生量等の状況についての情報をインターネットの利用その他の方法により提供しよう努めること	
(略)		

表15 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号）第10条第2項の情報の提供の方法（情報を提供していない場合（表17において「有」と記入する場合は除く。）にあっては、その理由）

--

(新設)

表16・17 (略)

(新設)

[備考]

1～13 (略)

14 表18において、当該定期報告の内容のうち事業者名、表3の発生原単位、表11の当年度の再生利用等の実施率、表14の遵守状況、表16の量及び表17の取組内容を国が公表することに同意する場合にあっては「有」を、同意しない場合にあっては「無」を記入すること。

[備考]

1～13 (略)

14 表17において、当該定期報告の内容のうち事業者名、表3の発生原単位、表11の当年度の再生利用等の実施率、表14の遵守状況及び表16の取組内容を国が公表することに同意する場合にあっては「有」を、同意しない場合にあっては「無」を記入すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。